

公 募 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月1日

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
理事長 長谷川 利拡

1 調達内容

- (1) 件名 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター会計監査等業務
- (2) 仕様等 公募（入札）説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日～令和9年6月30日
- (4) 履行場所 茨城県つくば市大わし1-1
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第7条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約規程第8条の規定に該当しない者であること。なお、該当する者は、契約責任者の判断によることとする。
- (3) 令和7・8・9年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）。
- (4) 理事長から当センター物品の購入及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でなく、また、農林水産省から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先等

- (1) 担当部局
〒305-8686 茨城県つくば市大わし1-1
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
総務部財務課用度チーム調達第1係
TEL. 029-838-6326 FAX. 029-838-6328
メールアドレス：jircas-choutatsu@jircas.go.jp
- (2) 仕様書等の交付期間、場所及び方法
本公告日から令和8年6月1日（月）までの土、日曜日及び祝日を除く9：00から17：00まで、上記3（1）にて随時無料交付する。メール配布を希望する場合には上記3（1）に記載のメールアドレスに交付希望の連絡をすること。
- (3) 参加意思表明書及び提案書の提出期限、場所及び方法
提出期限 令和8年6月2日（火）17時00分
提出場所 上記3（1）とする。
提出方法 以下の提出資料を添付の上、持参または書留にて郵送すること（引き受けから配達までの送達過程が記録されるものであれば、書留以外の方法でも可とする）。
提出資料：公募（入札）説明書に定める必要書類（資格審査結果通知書の写し等）

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 参加意思表明書等が受領期限までに到達しなかった場合、もしくは本公示に示した公募に参加する者に必要な資格を有しない者が参加意思表明書を提出した場合には、本公告に係

る公募へ参加することができない。

- (4) 参加意思表明書等を提出した者であって、公募に参加する者に必要な資格・要件を満たすと認められる者（以下「有資格者」という。）が複数いる場合は競争入札による契約手続きを、また1者である場合はその者と随意契約を行うことを予定している。

それにより、有資格者へは参加意思表明書受領期限後に今後の契約方法についての通知を行うこととする。

- (5) 有資格者が複数いる場合における入札及び開札の日時、場所、方法については、以下のとおりとする。また、その場合の詳細は公募（入札）説明書による。

日時：令和8年6月15日（月）11時00分

場所：国際農林水産業研究センター 1階 総務作業室

<お知らせ>

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当センターとの関係に係る情報を当センターのホームページで公表することとしますので、所要の情報の当センターへの提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（当センターOB）の人数、職名及び当センターにおける最終職名

②当センターとの間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当センターに提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当センターOBに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）